

令和元年度 第1回奈良県大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

1. 開催日時

令和元年7月18日(木) 16:00～17:30

2. 開催場所

奈良県産業振興総合センター 拠点研修室

3. 出席者

審議会委員：榊原会長、井上委員、藤平委員、花嶋委員、松本委員

事務局：産業振興総合センター 創業・経営支援部

事業者：(仮称)ドラッグコスモス尼寺店

4. 議 題

(1)「(仮称)ドラッグコスモス尼寺店」新設届出について

(2)届出状況及び今後の審議会の開催予定について

5. 議事内容

(1)「(仮称)ドラッグコスモス尼寺店」

①諮問事項及び届出の概要説明(事務局)

②指針への対応状況について説明(事務局)、質疑応答

③届出概要の説明(設置者)、質疑応答

・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明

—————質疑応答—————

●交通

審議会)

敷地内で車を降りた人や自転車を置いた人を含めた歩行者の誘導はどうするのか。

事業者)

見渡せないところは無いので、ここを歩いて下さいというような指定はない。既存店舗でも、通路を指定しているところは無い。

審議会)

駐車場の一部が、歩行者用通路を横切って駐車するようになっている。徒歩での来店客と車が、出来るだけ交わらないようにした方が良いのではないか。

事業者)

歩行者が最短で通れるようこのようになっている。

審議会)

搬入車両はどのように出入りするの。

事業者)

出入口①から侵入し、荷さばき施設の前にバックで入り、出入口②から出て行く。

軌跡図を後日提出する。

審議会)

店舗前の道路に余裕があるのに、右折のためのゼブラゾーンを設けるという話は警察からなかったか。

事業者)

路側帯が広く取られており、右折する車が止まっても横から抜けていけるので、警察との協議でもゼブラゾーンを設けるようには言われていない。

●騒音

審議会)

騒音予測報告書9ページの予測結果はすべての音源を合わせたものか。

またE地点は、遮音フェンスを設置した場合の予測結果か。

遮音フェンスの高さは、3m位か。

事業者)

9ページの予測結果はすべての音源を合わせたものとなる。

E、E' いずれも高さ2.8mの遮音フェンスを設置した場合の予測結果で、Eは、敷地境界、E'は住宅の壁面の予測結果となっている。

記載している高さは、1.2mが1階、4.2mは2階の窓の高さとなっている。

●荷捌き

審議会)

荷捌き車両台数を5台としており、営業時間内だとは思いますが、夜間にも荷捌き施設を使う予定はあるのか。

事業者)

実態としてはセンター便が1台来るだけだが、積み残しなどもあるため台数を最大5台としている。搬入時間に関しては、営業時間前を基本としており、通常は10時開店の為、朝の9時くらいの荷捌きとなる。

審議会)

搬入する時間と、廃棄物回収車が来る時間が重ならないか。

事業者)

搬入場所と廃棄物の回収場所が一緒なので、搬入時に時間が重ならないよう、廃棄物回収業者と契約するときに、廃棄物回収車が来る時間を午前10時から11時の時間帯と要望している。

審議会)

営業時間中に廃棄物回収車が来ることになるのか。

事業者)

営業時間中にはなるが、ほぼ段ボールを回収するだけなので廃棄物回収車は5分も停まらない。

●廃棄物

審議会)

廃棄物保管施設の目の前には回収車は止められず、搬入場所まで廃棄物を移動させて搬出することだが、手段はどうするのか。また、生ゴミは出ないという話だったが、冷凍したものを廃棄することは無いのか。

事業者)

廃棄物保管施設より搬入場所まで、かご台車で搬出する。

また、生ゴミについては賞味期限の切れたもののお話だと思うが、当然出てくる。

賞味期限が迫ってきたら値下げをして出来るだけ売りさばくが、それでも賞味期限が切れた場合には、搬入車が来たときに回収してもらい、配送センターに持って帰り食品リサイクルをすることになっている。

審議会)

廃棄物の平均保管日数は、1.0日となっているが、何らかの理由で収集に来られないという可能性は考えられないか。また、廃棄物収集業者は香芝市の一般廃棄物収集運搬許可業者か。

事業者)

何らかの理由で収集に来られなくなる可能性はあるかもしれないが、基準では廃棄物保管施設を6.54㎡必要というところを13.5㎡確保しているので、2日分でも保管できる。

また、上牧店と同じ廃棄物収集業者と契約する予定であり、上牧店ではその業者は毎日回収に来てくれている。許可業者である。

●街並みづくり

審議会)

店舗の色彩はどうなるのか。

事業者)

外壁はクリームがかった白とこげ茶色。看板はピンクに白抜きでコスモスの文字。いわゆる奈良バージョンで、今は他府県でもこの色調が基本となっている。

審議会)

駐車場に照明灯を付けるのか。光害についてはどうか。

事業者)

駐車場に照明灯は当然付ける。すべて下方照射、LEDライトで、駐車場の外巻きのところに支柱を立てて内側に向けて照射する。光害はできるだけ無いように配慮する。

審議会)

視認性が確保できるか確認したいが、明るさを必要最小限に抑えるとあるが、その目安というのは。また鉛直面での照度の確保はどうか。

事業者)

駐車場法で路面は10ルクス以上ないと危険という基準があるので、10ルクスは確保するようにしている。鉛直面での規定が無いので数値を出してはいない。

審議会)

シンボルの看板と建物の表示物の照明は自発光か。

事業者)

シンボルの看板は、内照式で自発光ではない。

壁面には、内側に照射し、営業時間が終われば照明を消す。

審議会)

道路側の緑地はどんな植栽になるのか。

事業者)

芝になると思う。その外側に敷地の境界として白のガードパイプを設置する。

審議会)

白は目立つのであまり勧めない。例えばこげ茶など、明度の低い、目立ちすぎない色が良いのでは。車の転落防止を目的として設置するなら車止めがあるし、歩行者の方は緑地があればそこには入らないので、目立つ必要は無いのでは。

事業者)

車がバックするときに、境界外側にある側溝に落ちたりしないように夜間でも分かりやすい白にした。色をどうするか考えさせてもらおう。

審議会)

店舗の東側に緑地を設けた意味は。

事業者)

その緑地の隣地は、今は空き地となっているが住宅が建つ。

該当の住民との話合いで、緩衝地帯として緑地にするのが良いだろうということになった。

住宅側からは、遮るものは無しでアスファルト以外という要望があり、芝生にする予定。

審議会)

近隣とよく話し合っただけであれば結構だと思う。

●審議結果

・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。

- a) 大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
- b) 車両出入口が市道1-52号線に面しており、該当市道が小中学校の通学路でもあることから、入退場について、歩行者等の安全を十分考慮されたい。
- c) 香芝市からの意見に十分配慮し、開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(2) 届出状況、今後の審議会開催予定について

- ・届出状況、次回案内説明（事務局）

17:30 終了